

年度評価と中期目標期間評価に係る規定

	年 度 評 価	中期目標期間評価
①事業報告書		<ul style="list-style-type: none"> 法人は、中期目標期間の終了後3月以内に、中期目標に係る事業報告書を知事に提出し、公表しなければならない。（法29条1項） 事業報告書は、中期目標に定められた事項毎に実績を明らかにしなければならない。（府細則7条） 知事は、法人から中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。（法29条2項）
②評価作業	<ul style="list-style-type: none"> 法人は、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。（法28条1項） 法人は、当該事業年度終了後3月以内に年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。（府細則6条） 評価委員会の評価は、当該事業年度における中期計画の実績状況の調査、分析をし、その結果を考慮して業務実績全体について、総合的な評定を行う。（法28条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> 法人は、中期目標期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。（法30条1項） 法人は、中期目標期間終了後3か月以内に、当該中期目標期間に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。（府細則8条） 評価委員会の評価は、当該期間における中期目標の達成状況の調査分析し、その結果を考慮して当該中期目標期間における業務実績全体について総合的な評定を行う。（法30条2項） 公立大学法人の中期目標評価を行うに当たっては、認証評価機関の評価を踏まえる。（法79条）
③評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会は、遅滞なく法人に評価結果を通知（勧告を含む）し、知事に報告し、公表しなければならない。 知事は議会に報告しなければならない。（法28条3項～5項） 	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会は、遅滞なく法人に評価結果を通知（勧告を含む）し、知事に報告し、公表しなければならない。 知事は議会に報告しなければならない。（法30条3項、法28条3項～5項を準用）
④その他		<ul style="list-style-type: none"> 知事は、中期目標期間の終了時において、当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずる。（法31条1項） 知事は、当該検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。（法31条2項）